

# 山陽小野田市農業委員会

## 第34回

### 総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月13日午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会	長	1	田尾	光一
会長職務代理者		9	山本	シゲ子
委	員	2	相本	まゆみ
		3	中原	義治
		4	藤井	豊
		5	森田	祐三
		6	田中	覺
		7	緒方	始
		8	辻村	勝好
		11	五十嵐	奨
		12	村上	雅彦
		13	二井	一夫
		14	國吉	彰

4. 欠席委員

10 佐々木 勇藏

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第154号 農地法第3条 権利の移動

議案第155号 農地法第4条 転用

議案第156号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第157号 現況証明願い

報告第75号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第158号 農用地利用集積計画について

議案第159号 農用地利用配分計画の案について

議案第160号 山陽小野田市農業委員会委員の辞任の同意について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

## 7. 議会の概要

議長 定刻になりましたので、只今より第 34 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。

(起立、礼、着席)

本日の欠席委員は佐々木委員です。

それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。

本日の議事録署名委員は 3 番中原委員と 4 番藤井委員にお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第 154 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長 今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件です。

議案第 154 号番号 101 について議案書をもとに説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北西へ約 3.9 k m に位置する第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公函は 3 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

4 番 報告します。4 月 5 日に事務局 2 名と田中委員と私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。周辺の状況は住宅地となっています。申請地の状況は宅地に隣接する畑となっております。借地だったようで宅地と畑を一括して購入するようになったようです。畑のほうは今も少し野菜が植えてありました。譲受人さんは今までは耕作面積 0 m<sup>2</sup> という事で三反要件が外れたことで購入をされたようです。以上のことから特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 154 号番号 101 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

局次長 次に番号 102 について事務局の説明を求めます。  
議案第 154 号番号 102 について議案書をもとに説明いたします。  
4 ページをご覧ください。  
申請地は、総合事務所から南西へ約 0.8 k m に位置する農用地区域内農地です。  
申請内容は下表のとおりです。  
公図は 5 ページをご覧ください。  
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
4 番 報告します。周辺の状況は水田と、東側が道路で北側が荒廃した休耕田となっておりです。申請地は荒廃した休耕田だったようですが、既に綺麗に草を処理して耕していらっしゃいました。譲渡人は高齢で、後継者もないという事なので譲渡することを希望したようです。譲受人は認定農業者なので特に問題はないと思います。以上のことから特に問題はないと思います。以上です。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 154 号番号 102 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 103 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 154 号番号 103 について議案書をもとに説明いたします。  
6 ページをご覧ください。  
申請地は総合事務所から南西へ約 0.9 k m に位置する第 1 種農地です。  
申請内容は下表のとおりです。  
公図は 7 ページをご覧ください。  
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
6 番 周辺の状況は道路と田に囲まれております。申請地はもう綺麗に鋤いてありまして、よく手入れされておりました。譲渡人は維持管理が困難なため譲り渡すこととしたとのことです。譲受人は息子さんで既に耕作されていて、贈与する形にしたそうです。認定農業者の方なので問題はないと思います。以上で現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 154 号番号 103 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 104 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 154 号番号 104 について議案書をもとに説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南東へ約 1.6 k m に位置する農用地区域内農地と第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 9 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

6 番

■■■■の一角にありまして、■■■■については綺麗に整地をしてありました。次に■■■■と■■■■、これについても植栽がありました。それから細い道を上がって下のほうの南側ですが、これについても肥培管理されておりました。ちょっと荒れた土地が点々とありますが、管理は十分されているため、特に問題はないと思います。以上です。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 154 号番号 104 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 155 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第 4 条の許可申請は 2 件です。

議案第 155 号番号 17 について議案書をもとに説明いたします。

11 ページをご覧ください。

申請地は総合事務所から北東へ約 2.2 k m に位置する第 1 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 12 ページ、土地利用図は 13 ページです。

本件は、第 1 種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行規則第 33

条第4項に該当し、許可の対象となるものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6番

です。現在、家をリフォームしており、そこに駐車場用地がないという事で、基本そんなところですが、整備をして駐車場と進入路にしたいという事です。圃場整備にもかかっていないため、特に問題はないと思います。以上です。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第155号番号17に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号18について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第155号番号18について議案書をもとに説明いたします。

14ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約2.0kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は15ページ、土地利用図は16ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らして、第2種農地の許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6番

令和4年11月に転用許可をされまして、開発が大体出来上がっていますが、その奥の東側にまたさんの土地があります。その進入路として転用して、拡幅し、に接続するようになっております。周囲に対してはほとんど迷惑かかるところはありませんので、問題はないと思います。以上です。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第155号番号18に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第156号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第5条の許可申請は3件です。

議案第156号番号188について議案書をもとに説明いたします。

18 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から北東へ約 1.0 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 19 ページ、土地利用図は 20 ページ、21 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

4 番

報告します。周辺の状況は住宅地に囲まれていまして、北側の奥のほうに荒廃した休耕田がありました。申請地の状況は休耕田で、荒廃した土地となっております。それから雨水の処理に関しては溜枡を設置して道路の側溝に流すという風になっております。汚水に関しては合併浄化槽と書いておりますが、この夏頃に公共下水の工事がすぐ近くまで来ていたので、そこから始まるかもしれないと言っておられたので、下水が間に合えば公共下水に接続するという風に言われておりました。それから埋立法面の処理は 60cm から 1m 盛土して法面は芝生を張るという風になっております。進入路のほうは幅員約 5m あり、特に問題はないと思います。境界については既設構造物、畦畔等で確認をしております。以上のことから特に問題はないと思われれます。以上です。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 156 号番号 188 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 189 と番号 190 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 156 号番号 189 及び番号 190 について議案書をもとに説明いたします。

22 ページをご覧ください。

申請地は、南支所から南東へ約 1.6 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、22 ページ及び 25 ページの下表のとおりです。

公図は 23 ページと 26 ページ、土地利用図は 24 ページと 27 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
4 番 報告します。189 番と 190 番は間に細い、図面でいうと [REDACTED]、これを挟んで両側にあります。申請地の状況は休耕田、雨水に関しては自然流下で側溝に排水、それから汚水に関しては発生しないという事です。それから盛土もありません。境界については測量杭で確認しております。以上のことから特に問題ないと思います。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 156 号番号 189 及び番号 190 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に議案第 157 号「現況証明願いについて」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

局次長 今月の「現況証明願い」は 1 件です。  
議案第 157 号番号 47 について議案書をもとに説明いたします。  
29 ページをご覧ください。  
申請地は、市役所から北東へ約 1.6 k m、農用地区域内農地です。  
申請内容は下表のとおりです。  
公図は 30 ページをご覧ください。  
本件は、50 年以上前から住宅と農地に入るための進入路として使用されており、赤字道と一体となって利用されています。

議長 今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。  
次に現地調査報告をお願いします。

6 番 50 年ほど前から、そういう利用をされておりまして、隣地等には迷惑をかけることはなく、何ら支障はないということです。以上です。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 157 号番号 47 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に報告第 75 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局次長 31 ページをご覧ください。  
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は、番号 73 から番号 75 までの 3 件で、現契約を合意により解約するものです。  
ご審議の程お願いします。



議長 ちょっといいですか。■■■■さんですが、美祢市に住んでいると思うのですが、どこか倉庫持っているのですか。■■■■の辺りで集積とかよくされていると思いますけれども。美祢市からわざわざ通っているわけじゃないですよ。

事務局 通われていると思います。

議長 どこか倉庫を持っているのですかね。

事務局 聞いておりません。

議長 問題はないですけど、よくこの人の名前が出てくるわけですが、どこかに大きな機械が入る倉庫を持ってないと■■■■からここに来るだけでも 30 分近くかかると思います。

事務局 ■■■■インターの辺です。

議長 ■■■■インターのところですよ、■■■■なので。■■■■があるあたりですよ。

局長 私は現場で、今まで何回も会っていますが、軽トラックで来ていました。農繁期になったらトラックか何かで機械を持って来て、置いているのではないかと思います。そして田が上がったら、持って帰っているんじゃないかと思います。倉庫は聞いたことないです。

議長 わかりました。他に質問はありませんか。

無いうでしたら報告第 75 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 158 号「農用地利用集積計画」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長 33 ページから 36 ページまでをご覧ください。

議案第 158 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、番号 47 番から 62 番までの 16 件、29 筆、38,129 m<sup>2</sup>でございます。

ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

無いうでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 158 号は原案どおり決定することとします。

次に、議案第 159 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長 38 ページをご覧ください。

議案第 159 号「農用地利用配分計画(案)」について、議案書をもとに説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 30 の 1 件、1 筆、1,413 m<sup>2</sup>でございます。ご審議の程お願いします。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 159 号は原案どおり了承することとします。

次に、議案第 160 号「山陽小野田市農業委員会委員の辞任の同意について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

39 ページをご覧ください。

議案第 160 号番号 1 について、議案書をもとに説明いたします。

令和 5 年 3 月 31 日付けで農業委員の佐々木勇藏さんから、辞任願いが提出されました。理由は脳梗塞による病氣療養のためです。診断書等で確認したところ、正当な事由であると認められます。よって、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項に基づき同意を求めるものです。以上です。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 160 号は原案どおり承認することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

以上をもちまして第 34 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 3 5 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

---

議事録署名委員

— 番委員 —

---

議事録署名委員

— 番委員 —

---